

令和4年3月吉日

公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会
県央支部長 三橋 義人 様

神奈川県議会議員
堀 江 則 之

令和4年度神奈川県予算要望の回答について

謹啓 早春の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より、ご支援・ご厚情を賜り誠にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

この度、昨年秋に承りました、令和4年度神奈川県予算要望の回答を県知事より頂きましたので、取り急ぎご送付申し上げます。

また、ご意見・ご質問等ございましたらお知らせ下さい。

今後ともご指導・ご鞭撻のほど、宜しく願い申し上げます。

謹言

(回答様式)

(公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 県央支部、
神奈川県宅建政治連盟 県央地区連盟)

(要望)

22 神奈川県開発審査会提案基準 23 番、27 番、28 番についての基準内容の緩和並びに撤廃について (新規)

- ① 提案基準23番においては、東名高速道路厚木インターチェンジ、新東名高速道路厚木南インターチェンジ、伊勢原大山インターチェンジ及び首都圏中央連絡自動車道(相模縦貫道路)の各インターチェンジ(神奈川県内、スマートインターチェンジを含む)の出入口を中心とした「半径3kmの範囲内で囲まれる地域」とある「半径3km」と撤廃。
- ② 提案基準27番における5項(2)の「幅員6m以上の道路に敷地外周の7分の1以上が接していること」とあるのを、「幅員6m以上の道路に敷地6m以上接していること」に緩和。
- ③ 提案基準28番における3項(1)の「半径1km」とあるものを「半径5km」に緩和。
以上の緩和撤廃を要望いたします。

(回答 県土整備局)

22-① 提案基準23が対象としている特定流通業務施設は、「流通業務総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づくもので、同法ではインターチェンジからの立地想定距離を「5km」とされています。

この距離と同様とした場合、各インターチェンジ間の距離が比較的近く重複する部分が多くなることや、4車線道路に面する区域には優良な農地が多く含まれるため、農地保全の観点から踏まえ対象区域を「半径3km」と規定しています。

このことから、「半径3km」の撤廃については、御要望に添いかねます。

22-② 提案基準27は、開発区域の面積が1ヘクタール以上の工場や研究所など、大規模な施設を対象としており、出入りする車両も大型となることから、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がでないことを目的として、敷地の接道に関する規定については、「幅員6m以上の道路に敷地外周の7分の1以上が接していること」としています。

このことから、敷地の接道に関する規定を「幅員6m以上の道路に敷地6m以上接していること」に緩和することについては、御要望に添いかねます。

22-③ 提案基準28の対象施設は製造業の工場等であり、立地することで周辺環境に影響を与える恐れがあることから、「半径1km」にしています。

このことから、開発区域の規定を「半径5km」へ緩和することについては、添いかねます。

なお、これら三つの提案基準はいずれも県の産業施策として、産業労働部局からの要請によるものであり、市街化調整区域の土地利用を議論する庁内横断的な土地利用調整会議等において関係部局との協議を経て、策定したものです。

(回答様式)

(公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 県央支部、
神奈川県宅建政治連盟 県央地区連盟)

(要望)

23 水道加入金の撤廃、撤廃に至るまでの更なる減額の要望（継続）

水道加入金制度について継続して撤廃、減額等の要望を出させて頂いております。

昨年も加入金制度を含めた料金体系のあり方をご検討くださるとの回答を頂戴しておりますが、本年度も重ねて継続要望させて頂くと共に、昨年度の検討内容等のご公表をお願い致します。

(回答 企業庁)

水道利用加入金制度は、水源開発費用と、設備投資に関連する費用について、新旧利用者間の負担の公平を図るとともに、水道料金の高額化を抑制する目的で、昭和48年に導入したものです。

企業庁が設置した有識者等を構成員とする「神奈川県営水道懇話会」において、水道利用加入金を含めた「これからの時代に相応しい料金体系のあり方」の検討が行われ、令和3年9月に意見書が提出されましたので、企業庁のホームページで公表しております。

意見書では、水道利用加入金について、廃止を含めた抜本的な見直しの必要性が言及されるとともに、最後の水源開発となった宮ヶ瀬ダム等に係る企業債の元利償還が継続している間は、継続もやむを得ないとの意見が出されています。

企業庁では、こうした意見を踏まえ、新たに設置する「神奈川県営水道事業審議会」において、近隣の水道事業体の状況も考慮しながら、今後の水道利用加入金の在り方を検討してまいります。

(回答様式)

(公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 県央支部、
神奈川県宅建政治連盟 県央地区連盟)

(要望)

24 不動産事業者が中古住宅等の流通を目的とした場合の不動産取得税軽減措置の適用を
要望(継続)

昨年度、同様の要望をいたしましたところ、国と総合的に協議するところのご回答を拝受しました。

今年度も引き続き、総合的に行った協議の内容についてお聞かせ頂きたい、また昨年と同じ内容の不動産取得税軽減措置の適用に対しての要望を致します。

《昨年度要望内容》

地方税法本年度も引き続き中古住宅、または空き家対策の認定を受けた中古住宅について、一旦不動産事業者が流通のために取得した場合に限って、自己住居用という概念ではなく住宅(不動産)の流動化、空き家を減少させる事等々を進めやすくできるような税制改革の観点から不動産事業者が中古住宅を商品として一時取得する際の不動産取得税の軽減措置を要望いたします。

(回答 総務局)

不動産取得税は、不動産の所有権の取得という行為自体に着目して課税する流通税の性格を有しており、取得の原因や形式にかかわらず、不動産の所有権の取得があった場合に課税されます。

そうした中、自己居住用の中古住宅の取得については、昭和55年から、良質な住宅への住み替え促進による居住水準の向上などのために、不動産取得税の軽減措置が設けられています。

また、宅地建物取引業者の中古住宅の取得については、平成27年から、中古住宅流通、リフォーム市場の環境整備の推進による国民の住生活の向上などのために、不動産取得税の軽減措置が設けられており、平成30年には、その範囲が拡充されました。

御要望の点については、令和3年度の予算に係る御要望に対して回答しましたとおり、こうした軽減措置の趣旨を踏まえ、不動産取得税を含む住宅税制全体の議論の中で、国において、総合的に検討されるべき問題であると考えます。

(回答様式)

(公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 県央支部、
神奈川県宅建政治連盟 県央地区連盟)

(要望)

25 文化財保護法の改善について(継続)

開発事業等の事業者に対し、その経費負担による記録保存のための調査の実施を求める「埋蔵文化財の保護と円滑化等について(平成10年9月29日付文化庁次長通知)」により、その費用負担を開発事業等の事業者に負担するとなっておりますが、その負担の撤廃を要望いたします。

(回答 教育局)

埋蔵文化財発掘調査に係る事業者負担の軽減については、文化財補助事業の拡充を、全国都道府県・指定都市文化・文化財行政主管課長協議会等を通じて、国に要望しているところであり、引き続き国に対して要望してまいります。